

別表1

都道府県管内旅費単価表

都道府県名	単価	都道府県名	単価	都道府県名	単価
北海道	8,919	岐阜県	6,120	佐賀県	987
青森県	5,883	静岡県	9,898	長崎県	12,292
岩手県	4,976	愛知県	1,290	熊本県	2,905
宮城县	2,201	三重県	3,466	大分県	2,880
秋田県	4,229	滋賀県	2,762	宮崎県	2,403
山形県	2,885	京都府	1,378	鹿児島県	8,754
福島県	4,725	大阪府	1,152	沖縄県	9,659
茨城県	2,973	兵庫県	3,702		
栃木県	1,357	奈良県	894		
群馬県	884	和歌山县	3,284		
埼玉県	1,424	鳥取県	3,509		
千葉県	2,077	島根県	6,014		
東京都	3,813	岡山县	1,262		
神奈川県	1,226	広島県	5,499		
新潟県	3,744	山口県	6,377		
富山县	1,126	徳島県	3,627		
石川県	3,918	香川県	2,317		
福井県	1,748	愛媛県	5,894		
山梨県	1,568	高知県	4,757		
長野県	3,694	福岡県	1,316		

別表2

都道府県名	単価	都道府県名	単価	政市令名	単価	政市令名	単価
	円		円		円		円
北海道	1,454	京都	484	札幌	242	甲府	121
青森	848	大阪	242	仙台	121	長野	121
岩手	727	兵庫	363	さいたま	121	岐阜	121
宮城	484	奈良	484	千葉	121	豊橋	121
秋田	605	和歌山	605	横浜	121	岡崎	121
山形	605	鳥取	484	川崎	121	豊田	121
福島	605	島根	605	相模原	121	大津	121
茨城	484	岡山	605	新潟	121	豊中	121
栃木	484	広島	605	静岡	121	吹田	121
群馬	484	山口	484	浜松	121	高槻	121
埼玉	484	徳島	605	名古屋	121	枚方	121
千葉	363	香川	605	京都	121	八尾	121
東京	121	愛媛	727	大阪	121	寝屋川	121
神奈川	363	高知	968	堺	121	東大阪	121
新潟	484	福岡	363	神戸	121	姫路	121
富山	484	佐賀	363	岡山	121	尼崎	121
石川	605	長崎	968	島嶼	121	明石	121
福井	484	熊本	605	北九州	121	西宮	121
山梨	605	大分	605	福岡	121	奈良	121
長野	605	宮崎	605	熊本	121	和歌山	121
岐阜	727	鹿児島	605	函館	242	鳥取	121
静岡	484	沖縄	3,429	旭川	242	松江	121
愛知	242			青森	121	倉敷	121
三重	484			八戸	121	吳	242
滋賀	363			盛岡	121	福山	242
				秋田	121	下関	242
				山形	121	高松	121
				福島	121	山口	121
				郡山	121	高知	121
				いわき	121	久留米	121
				水戸	121	長崎	121
				宇都宮	121	佐世保	242
				前橋	121	大分	121
				高崎	121	宮崎	121
				川越	121	鹿児島	121
				川口	121	那霸	121
				越谷	121	小樽	242
				船橋	121	町田	121
				柏	121	藤沢	121
				八王子	121	茅ヶ崎	121
				横須賀	121	四日市	121
				富山	121	特別区	121
				金沢	242		
				福井	121		

別表3

病原体等検査用備品

品 目	
1 消毒器	19 安全キャビネット
2 滅菌器	20 pHメーター
3 乾燥機	21 光度計
4 電気冷蔵(冷凍)庫	22 泳動装置
5 顕微鏡	23 自記温度計
6 化学天秤	24 洗浄装置
7 分注器	25 マイクロタイマー
8 蒸留水製造装置	26 紫外線照射装置
9 純水製造装置	27 カードセレクター
10ろ過器	28 遺伝子增幅装置
11遠心沈殿器	29 超高速遠心分離機
12恒温器(槽)	30 パルスフィールド電気泳動システム
13自動染色装置	31 自動蛍光免疫測定装置
14ディープフリーザー	32 密閉式超音波細胞粉碎装置
15ロータリーポンプ	33 超低温槽
16ホモジナイザー	34 震とう培養器
17マグネチックスターラー	35 ベロ毒素検査関連装置
18クリーンベンチ	

別表4

財政力指数による調整表

対象団体	調整率
東京都	0.85
対象団体	調整率
川崎市	0.99

別表5

健 康 診 断(結核に限る)、管 理 檢 診 単 価 表

事 項 区 分	基準単価	
	健 康 診 斷 (結核に限る)	管 理 檢 診
	円	円
(保健所実施分)		
1 ツベルクリン反応検査	232	
2 間 接 摂 影(レンズカメラ)	81	
3 " (70mmミラーカメラ)	97	
4 " (100mmミラーカメラ)	125	
5 精 密 檢 查	131	
6 " (直接撮影省略)	78	
7 直 接 摂 影	131	131
8 特 殊 摂 影	131	131
9 断 層 摂 影	255	255
10 咳 痰 檢 査	1,096	1,096
11 普 通 檢 診	1,218	1,218
12 IGRA検査	8,701	
実施連絡通知書(検診)	23	23
実施連絡通知書(精密)	81	81
(医療機関実施分)		
13 ツベルクリン反応検査	396	
14 間 接 摂 影(レンズカメラ)	454	
15 " (70mmミラーカメラ)	478	
16 " (100mmミラーカメラ)	505	
17 精 密 檢 查	7,818	
18 " (直接撮影省略)	6,318	
19 受 診(初診・要指導)	3,168	3,168
20 間 接 摂 影	1,341	
21 直 接 摂 影	1,767	1,767
22 特 殊 摂 影	4,099	4,099
23 断 層 摂 影	4,198	4,198
24 咳 痰 檢 査	4,939	4,939
25 普 通 檢 診	12,248	12,248
26 IGRA検査	8,701	

別表6

障害児養育年金 等級表

等級	障害の状態
1級	<p>1. 両眼の視力の和が0.02以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの</p> <p>3. 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 両下肢の用を全く廃したもの</p> <p>5. 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの</p> <p>6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</p> <p>7. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>8. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1. 両眼の視力の和が0.08以下のもの</p> <p>2. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をした場合においてのみこれを解することができる程度のもの</p> <p>3. 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>4. 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>5. 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>6. 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>7. 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</p> <p>8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

別表 7

障害年金 等級表

等級	障害の状態
1級	<p>1. 両眼の視力が0.02以下のもの</p> <p>2. 両上肢の用を全く廃したもの</p> <p>3. 両下肢の用を全く廃したもの</p> <p>4. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度のもの</p> <p>5. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>6. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>
2級	<p>1. 両眼の視力が0.04以下のもの</p> <p>2. 一眼の視力が0.02以下で、かつ、他眼の視力が0.06以下のもの</p> <p>3. 両耳の聴力が、耳殻に接して大声による話をしてもこれを解することができない程度のもの</p> <p>4. 咀嚼又は言語の機能を廃したもの</p> <p>5. 一上肢の用を全く廃したもの</p> <p>6. 一下肢の用を全く廃したもの</p> <p>7. 体幹の機能に高度の障害を有するもの</p> <p>8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、労働が高度の制限を受けるか、又は労働に高度の制限を加えることを必要とする程度のもの</p> <p>9. 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p> <p>10. 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</p>

別表8

3の(4)から(8)に掲げる事業の交付額の下限額一覧

事業名	下限額
疾病予防対策事業費等補助金	
〔(項) 感染症対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 感染症対策特別促進事業	
a 感染症予防体制整備事業	
感染症指定医療機関職員等院内感染防止実地研修事業	—
動物由来感染症予防体制整備事業	200千円
特定感染症対策事業	—
結核患者早期発見促進事業	—
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	—
b 結核対策特別促進事業	10千円
c 新型インフルエンザ対策事業	—
d 肝炎患者等支援対策事業	—
e 肝炎治療特別促進事業	—
f 地域薬剤耐性対策推進モデル事業	—
g 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく住民接種に係る予防接種記録システム改修事業	—
(イ) 特定感染症検査等事業	—
(ウ) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	—
(エ) 予防接種センター機能推進事業	200千円
(オ) ポリオ生ワクチン2次感染対策事業	—
(カ) エイズ対策促進事業	210千円
(キ) 緊急風しん抗体検査等事業(システム改修分)	—
(ク) 予防接種法に基づく定期接種(ロタウイルスワクチン)に係るマイナンバー情報連携体制整備事業	—
イ 予防接種対策事業費補助金	
予防接種対策事業	14千円
〔(項) 特定疾患等対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
ア リウマチ・アレルギー特別対策事業	—
イ 療養生活環境整備事業	—
ウ 難病特別対策推進事業	—
(ア) 都道府県が行う難病医療提供体制整備事業等、難病患者地域支援対策推進事業、神経難病患者在宅医療支援事業、難病指定医等研修事業、指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業	—
(イ) 指定都市が行う難病患者地域支援対策推進事業、難病指定医等研修事業	—
指定難病審査会事業、指定難病患者情報提供事業	—
(ウ) 政令市(指定都市を除く。)及び特別区が行う難病患者地域支援対策推進事業	—
(エ) 国立大学法人、国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構が行う神経難病患者在宅医療支援事業	—
エ 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業	—
オ 循環器病の患者に対する治療と仕事の両立支援モデル事業	—
カ 特定疾患治療研究事業	—
〔(項) 地域保健対策費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域保健従事者現任教育推進事業	50千円
イ 地域・職域連携推進事業	150千円
〔(項) 健康危機管理推進費〕	
疾病予防事業費等補助金	
地域保健医療等推進事業	
ア 地域健康危機管理体制推進事業	
イ 地域健康危機管理対策特別事業	都道府県300千円 政令市及び特別区150千円 250千円
〔(項) 健康増進対策費〕	
ア 疾病予防事業費等補助金	
(ア) 健康的な生活習慣づくり重点化事業	
a たばこ対策促進事業	—
b 受動喫煙対策促進事業	—
c 糖尿病予防戦略事業	—
d 地域の健康増進活動支援事業	—
(イ) 栄養ケア活動支援整備事業	—
(ウ) 特殊な調理に対応できる調理師研修事業	—
(エ) がん診療連携拠点病院機能強化事業	
a がん診療連携拠点病院機能強化事業	
(a) 都道府県の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(b) 独立行政法人又は国立大学法人の設置するがん診療連携拠点病院が行う事業	—
(c) がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
b 地域がん診療病院等機能強化事業	
(a) 都道府県の設置する地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業	—
(b) 地域がん診療病院及び特定領域がん診療連携拠点病院が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
c 小児がん拠点病院機能強化事業	—
d 小児がん中央機関機能強化事業	—
e 希少がん中央機関機能強化事業	—
f がんゲノム医療中核拠点病院等機能強化事業	—
(オ) 都道府県健康対策推進事業	—
(カ) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	—
(キ) がん検診従事者研修事業	—
(ク) がんゲノム情報管理センター事業	—
(ケ) 希少がん診断のための病理医育成事業	—
イ 健康増進事業費補助金	
(ア) 健康増進事業	
(a) 市町村(指定都市を除く。)及び特別区が行う事業に対して都道府県が補助する事業	—
(b) 指定都市が行う事業	—
(i) 健(検)診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業	—